平成２４年（フ）第５８２号
岡山市北区関西町10番15号
債務者　赤松美佐子（旧姓出宮）
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５８号
愛媛県大洲市長浜町沖浦甲76番地４　小浦団地６棟303号
債務者　西山　浩代
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１２８１号
東京都昭島市美堀町２丁目30番15―204号
債務者　中野　裕二
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２８２号
東京都町田市金井７丁目３番35号ヴェルドミールⅡ番館203
債務者　諸橋　初美（旧姓長沼）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３１６号
東京都立川市富士見町４丁目11番17号第３村野荘201号
債務者　菊地原一男
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０号
熊本県菊池市大琳寺２番地６　メゾンドリヴェール菊池Ⅱ102
債務者　緒方　昭夫
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
釧路市美原２丁目16番２号
債務者　橋本　絵里（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２６４号
釧路市愛国西２丁目29番７号　ドリームヒルズ32―105号
債務者　関　ムツ子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２６５号
釧路市大楽毛南４丁目３番19号
債務者　桝田真優美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４１４号
川崎市川崎区殿町２丁目３番２号
債務者　今野　　緑
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０２号
愛知県高浜市田戸町二丁目２番地62　市営東海住宅２棟301号、前住所愛知県碧南市石橋町３丁目116番地１　ハイツ石橋101号
債務者　佐藤　久紀
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月４日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４９０９号
東京都台東区東浅草２丁目３－４―501　オリンピア88
債務者　牟禮　法文
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５００７号
東京都多摩市和田1261―18―201
債務者　降幡　美香
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４８号
東京都西東京市ひばりが丘北３丁目３番29―512号
債務者　池田　和代
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６５３６号
大阪市城東区天王田13番９号　天王田ファミリーハイツⅠ番館205
債務者　武智　利江
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地28　県営砂辺団地５―304
債務者　髙嶺　尚記
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部